

大規模契約栽培産地育成強化推進事業 について

- ※1 令和6年度政府予算原案をベースに、現時点での運用の見直しの考え方について整理したものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等に変更があり得ます。
- ※2 本資料の最新版は、(独)農畜産業振興機構(以下「機構」)のホームページに掲載されているので、事業内容の確認、公募の検討をなされる際には、必ず、機構のホームページをご確認ください。

令和6年1月
農林水産省

①事業概要

- 本事業は、産地要件を満たす産地のうち、「生産・流通体系の構築の取組」と「出荷期間の拡大のための取組」及び「作柄安定技術の導入のための取組」を一体的に行い、対象契約に従って長期的かつ安定的に出荷を行う産地を対象に、定額の面積払により支援する事業。

対象品目

加工・業務用：たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト(8～10月出荷)、セルリー(6～12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、えんどう(1～7月又は11～12月出荷)、キャベツ(11月又は1～5月出荷)、レタス(11～3月出荷)、かぼちゃ(11～6月出荷)、だいこん(4～7月又は10月出荷)、アスパラガス(2～5月又は9～11月出荷)

生食用：かぼちゃ(11～6月出荷)、トマト(8～10月出荷)

取組主体

農協連合会、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

取組期間

3年間(目標年度は、採択された前年度から起算して3年後。成果目標については、P7参照)

助成単価等

事業対象面積当たり、**15万円/10a**(事業計画上の取組を事業の取組期間(3年間)に計画的に実施することが要件)
※ 取組期間の1年目に15万円/10a(取組期間3年分の補助金)を交付します。また、1品目当たり7,500万円(50ha相当額)が上限となります。

事業対象面積

本事業の契約に基づいた栽培面積であり、事業実施計画上の取組を行う面積(1年目の面積が上限)
※ 数量契約の場合は、契約数量を平均単収で割り戻した面積又は取組を行う面積のいずれか低い方が上限。
(対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、補助要件を満たすこととなった実面積以上50ha(実面積)以下)

②事業要件

産地要件

- ・面積要件:加工・業務用野菜:10ha以上50ha以下(1品目当たり)
生食用野菜 : 5ha以上50ha以下(1品目当たり)

なお、対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、延べ面積で当該要件を満たす必要。

- ・戸数要件:事業参加農家5戸以上 ※農地所有適格法人等の場合、定款等に記載された構成員(出資者)5以上

生産・流通体系の構築・ 出荷期間の拡大のための取組(3年間)

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間全て実施

- ✓ 事業ほ場の設定
- ✓ 実需者との一定期間の事前契約の締結
- ✓ 新規作型の導入
- ✓ 生産コストの低減
- ✓ 流通コストの低減
- ✓ トレーサビリティシステム等の活用
- ✓ 出荷量の安定に向けた取組

作柄安定技術の導入のための取組(3年間)

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間計画的に実施(1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上の項目を実施)

- ✓ 土層改良・排水対策
- ✓ 病虫害防除・連作障害回避対策
- ✓ 地温安定・保水・風害対策
- ✓ 土壌改良資材施用

対象契約(3年間)

実需者等との間で締結する次の条件を満たす契約

- ✓ 契約書等により、事前(出荷前まで)に契約を締結
- ✓ 契約期間、契約数量(面積契約の場合は当該面積)等を記載したもの
- ✓ 契約相手が中間事業者の場合、実需者を含めた3者契約
- ✓ 契約数量を大幅に増加(新規の場合を含む)する場合、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないこと。

売れる見込みのないものは対象になりません。

→ 需要に応じた計画生産を!!

③-1 生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組(例)

	対策	事例	備考
1	事業ほ場の設定	(表示標等の設置)	契約書等により、用途(「加工・業務用」、「生食用」)を明らかにすること。 当該出荷数量より対象面積を算定する。(面積契約を含む。) 事業ほ場を特定し、当該ほ場において、住所等(ほ場を特定できる情報)、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示すること。
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> ほ場での栽培及び各取組の開始から終了までの間掲示しておく必要があります。(作業日誌及び写真で記録して下さい。) </div>		
2	実需者との一定期間の事前契約の締結		「④対象契約について」参照
3	新規作型の導入	加工用専用品種の導入	実需者等の求めに応じた加工用に適した品種の導入。
		新規作型の導入	出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入。
		出荷規格の見直し	加工向けに適した出荷規格の設定、サイズ選別の有無。
4	生産コストの低減 ※3年間コストの低減が見込まれるもの	農業機械の導入	導入する機械を明記すること。
		自動調製機の導入	葉切り、根切り等の機械本体に限る。
		直播栽培の導入	えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、たまねぎ、ねぎ、レタスに限る。
5	流通コスト(出荷コストを含む)の低減 ※3年間コストの低減が見込まれるもの	大型コンテナの導入	用途に適した出荷形態の導入。
		通い容器の利用	実需者からのリース及びレンタルを含む。
6	トレーサビリティシステム等の活用		構成員単位で特定できるものを言う。
7	出荷量の安定	予冷库・貯蔵庫の利用	予冷库・貯蔵庫の利用による産地側の一時ストックや、他社の予冷库・貯蔵庫のレンタルなど。

※ 実需者が従来品種・生産方法を求めているのであれば、要件を満たすものとする。

取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

③-2 作柄安定技術の導入のための取組(例)

取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

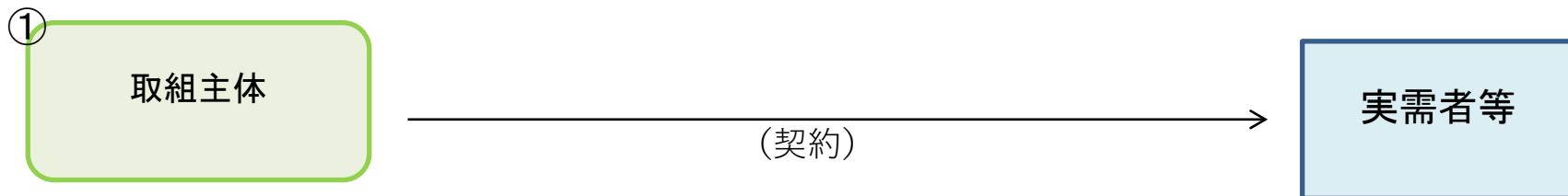
	対策	事例	備考
1	土層改良・排水対策 排水性向上などほ場条件の改善に有効な対策 ※4に含まれるものを除く	天地返し 心土破碎 プラウ耕 石れき除去 暗きよ・明きよ 客土 均平、傾斜均平 高畝栽培	機械・人力によるもの。自主施工を含む(機械の購入のみは不可)。 改修又は補修を行う場合も含む。
2	病害虫防除・連作障害回避対策 病害虫防除や生育初期の生育促進等に有効な資機材の導入	土壌消毒剤 種子・苗の消毒剤 微生物資材 発根・活着促進剤 忌避灯等 電撃殺虫機等 輪作体系等	通常の営農行為で用いる農薬は含まない。 防虫ネットを含む。 捕虫機、捕虫シートを含む。 病害虫防除に資するもの(実際に輪作作物を作付けした年度のみ取組としてカウント可)。
3	地温安定・保水・風害対策 高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制などに有効な資機材の導入	不織布 ダブルマルチ等 寒冷紗 かん水パイプ等 スプリンクラー等 FOEASシステム 防風ネット	べたがけに用いるもの。 黒マルチ、白マルチを含む。 遮光ネットを含む。 かん水チューブを含む。 立ち上がり部分まで導入している場合。リールマシンを含む(機械の購入のみは不可)。 改修又は補修を行う場合も含む。(施設の購入のみは不可)
4	土壌改良資材施用 土壌の排水性、保水性の回復、出荷量回復・安定等に有効な資材の導入	たい肥 その他土壌改良資材 地力増進作物等	土壌分析や施肥基準等に基づく場合。 鉄鋼スラグ等。 実際に地力増進作物を作付けした年度のみ取組としてカウント可。

③-3 実施する取組一覧

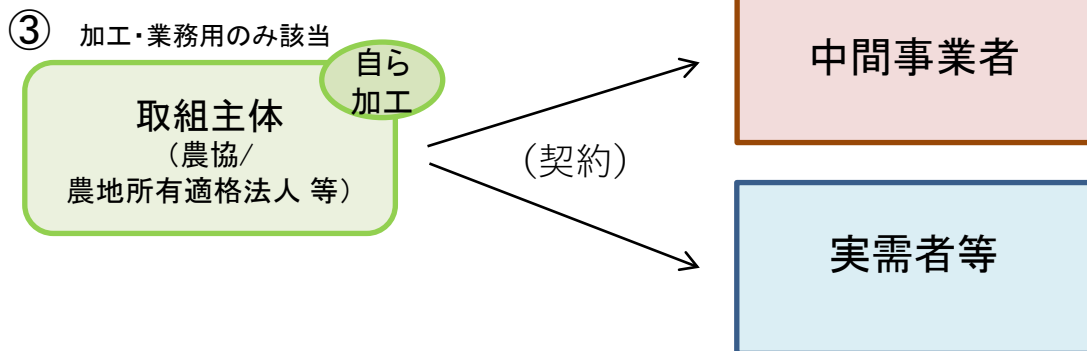
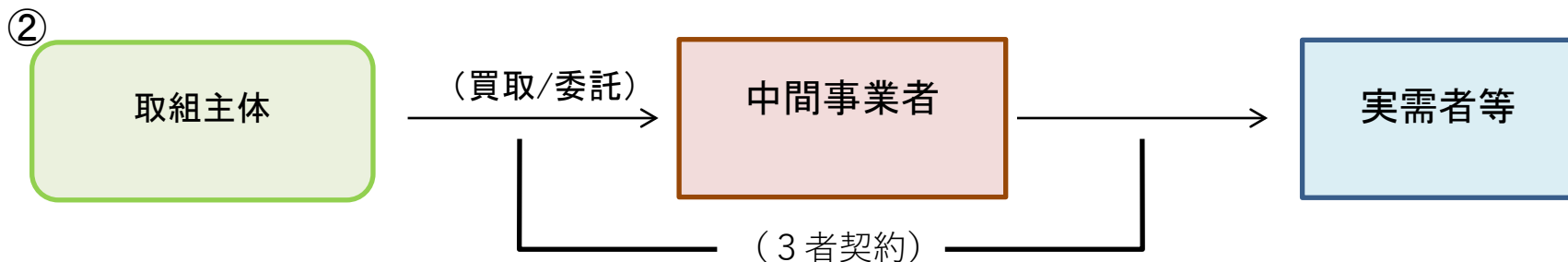
実施基準	1年目	2年目	3年目
③-1 生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組	全て	全て	全て
③-2 作柄安定技術の導入のための取組	3つ以上	2つ以上	1つ以上

※ 一つの取組内容が複数の対策に合致する場合、いずれか一つの対策として計上する。
 ただし、輪作体系等について、それぞれの目的で異なる作物を導入する場合は、それぞれの対策として計上できる。

④対象契約について ※ 出荷前までに契約を締結することが必要です。(3年間の取組事項)



※対象品目が加工・業務用の場合は、中間事業者がカット等加工を行ってれば、①の類型に当てはまり、中間事業者＝実需者との2者契約でよい。

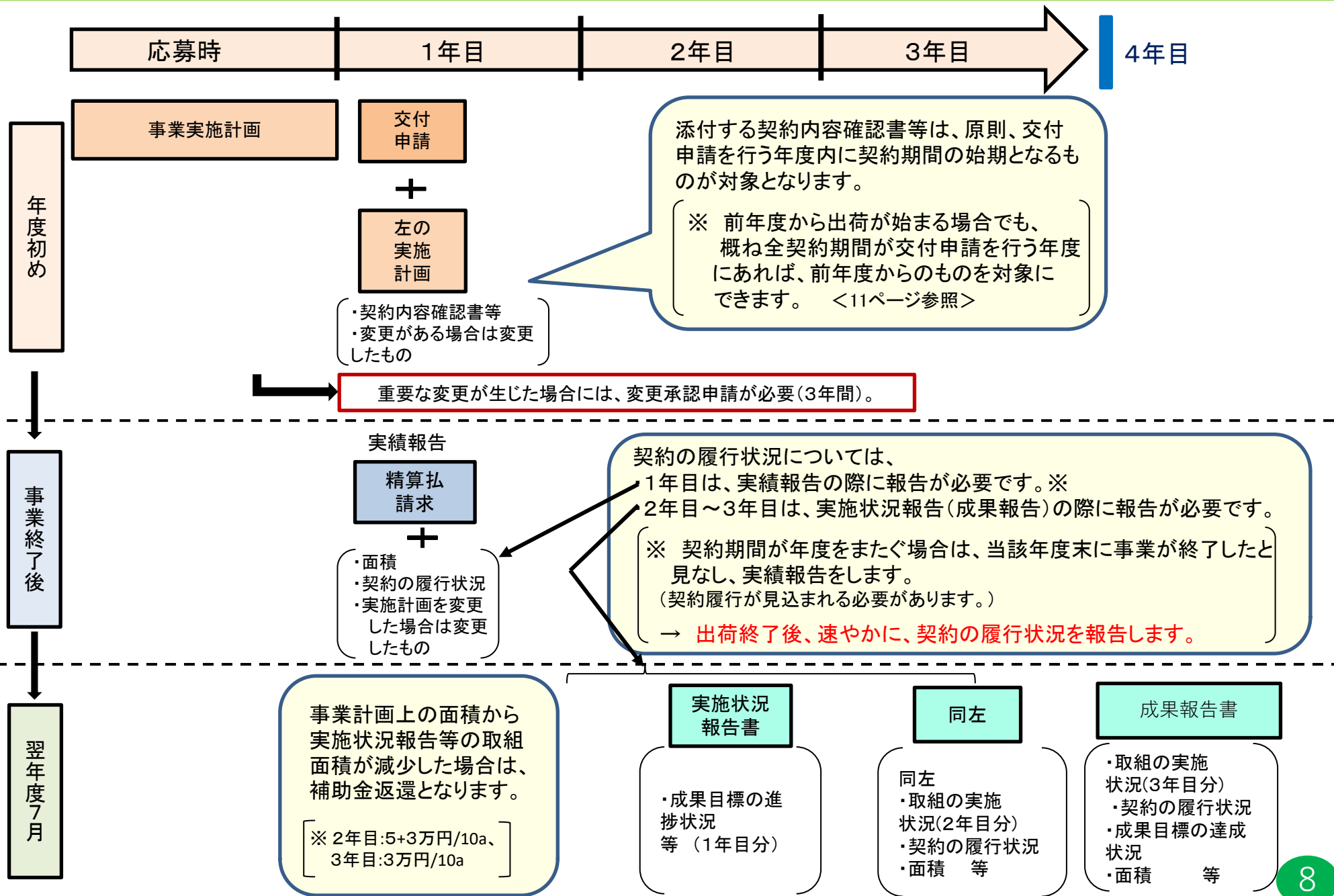


※対象品目が加工・業務用の場合は、取組主体が自ら加工を行ってれば、契約相手が中間事業者であっても2者契約でよい。

- (契約書(契約内容確認書)の記載内容)
- 品目名 (品種が指定されている場合は品種名も)
 - 契約期間(複数年契約を推奨)
 - 契約数量 又は 契約面積
(過去の実績より大幅に増加する場合はその理由。輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示すこと。誓約書等でも可)
 - 用途 (「加工・業務用」、「生食用」のいずれかを記載)

※自ら加工を行う場合は、加工形態を記載するとともに契約数量又は契約面積については加工品の数量を記載すること

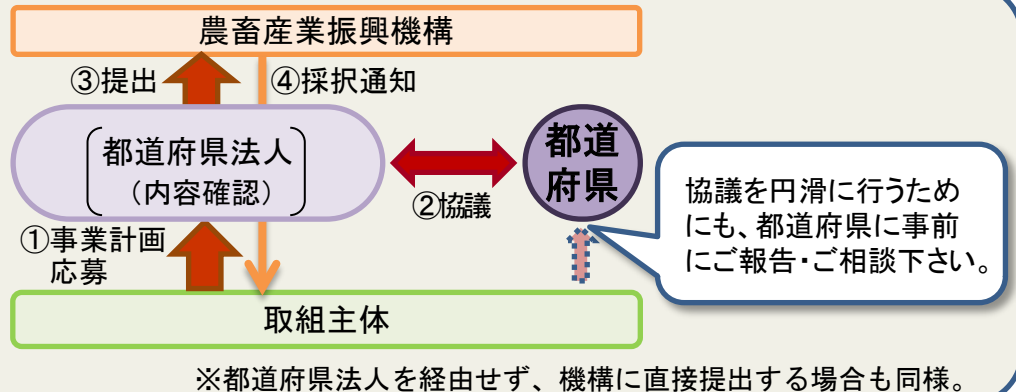
⑥主な手続き



⑦事業スキーム

※都道府県ごとに事業実施計画(応募資料)の提出先等が異なりますので、機構HP等をよくご確認ください。

1. 事業実施計画の応募関係



取組主体

- 公募要領等に即して適切な計画を作成し、計画に即し、継続的・安定的に事業を実施していただきます。取組機関、機構の指示等を遵守して下さい。

都道府県法人

- 取組主体から提出された書類が適切か、計画通り実施されているか等を確認し、機構に提出して下さい。
- 都道府県との情報共有をお願いします。

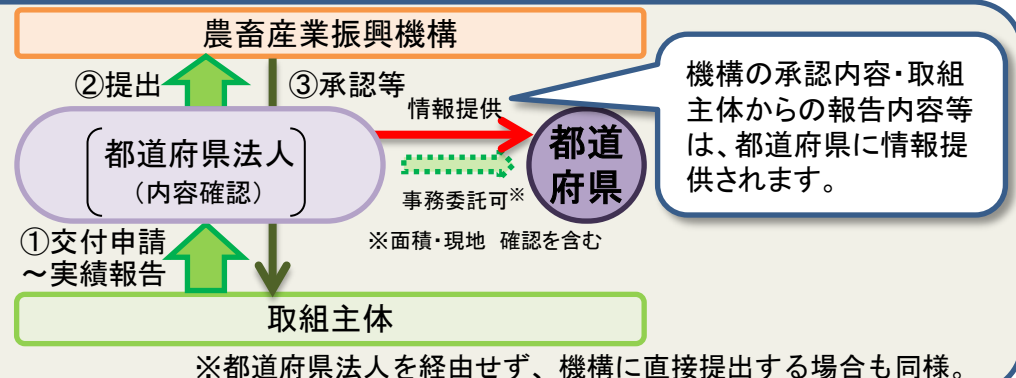
都道府県

- 事業実施計画の協議を受けることに加え、都道府県法人(又は機構)ではできない確認事務等の一部を受託するなど、本事業へのご協力をお願いします。
- 事前[※]に取組主体からご相談があれば、ご対応をお願いします。

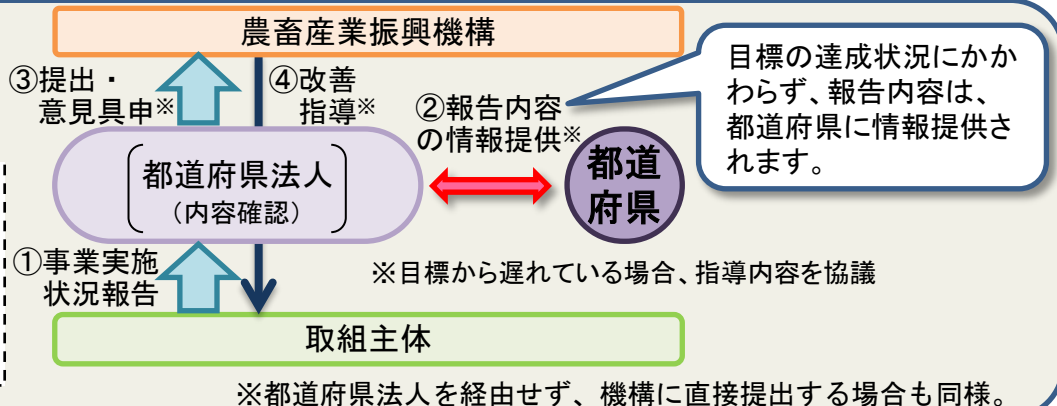
農畜産業振興機構

- 申請に基づき、取組主体に、直接補助金を交付します。(都道府県法人の事務費も同様です。)

2. 交付手続き等



3. 事業実施状況報告手続き(成果報告含む)



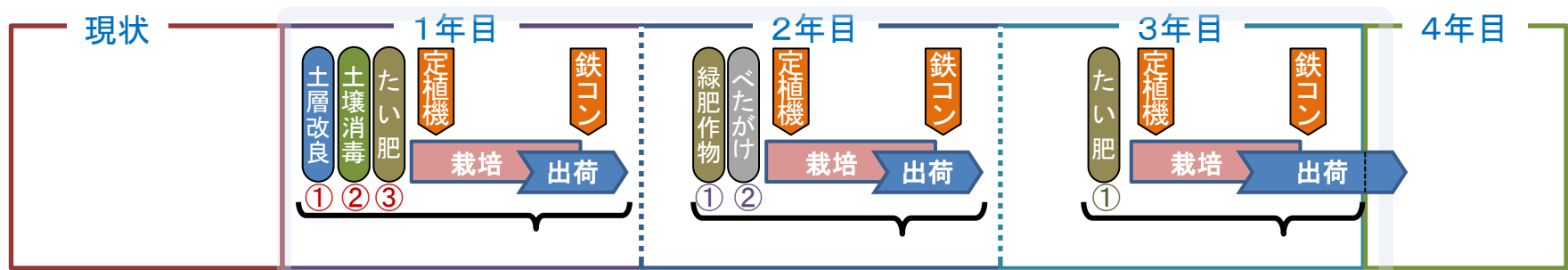
※1～2年目の取組による達成状況は「事業実施状況報告書」、3年目は「成果報告書」

⑧-1 各取組の実施時期

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

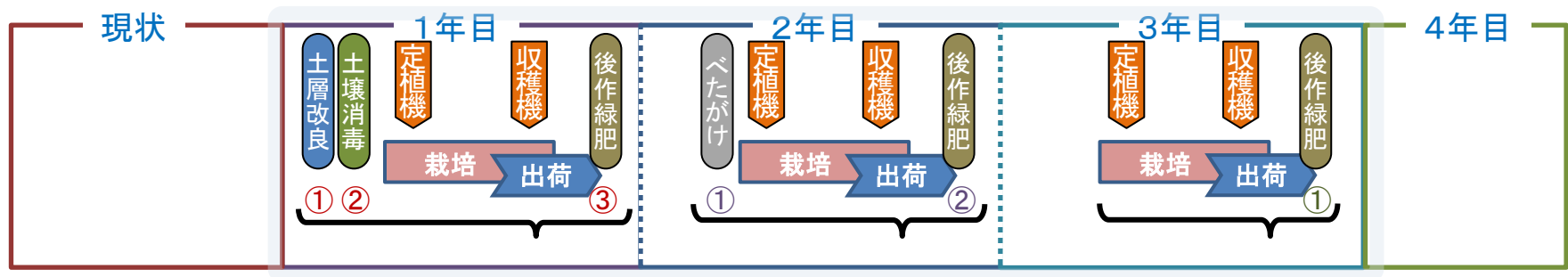
(a) すべての取組と栽培が同一年度で、当該年産の事前準備として作柄安定技術の導入のための取組が行われる場合（基本形）

… 契約期間終了後、実績を確定し支払い。



(b) 一部又は全部の作柄安定技術の導入のための取組が、後作として行われる場合

… 取組の終了後、実績を確定し支払い。

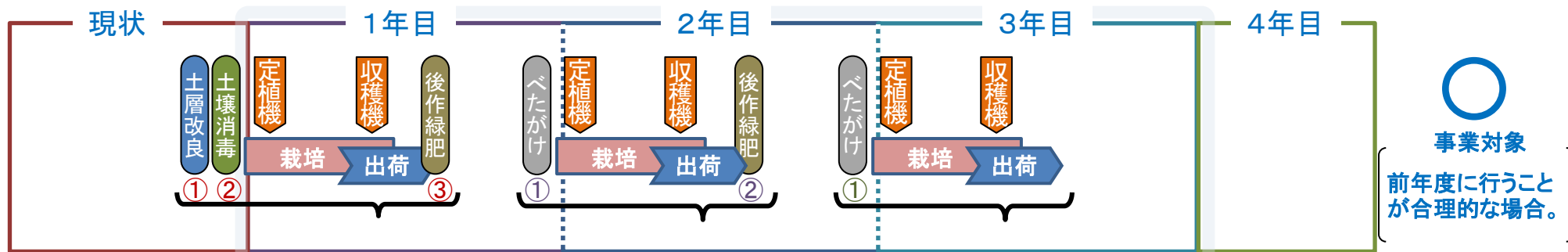


⑧-2 各取組の実施時期

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

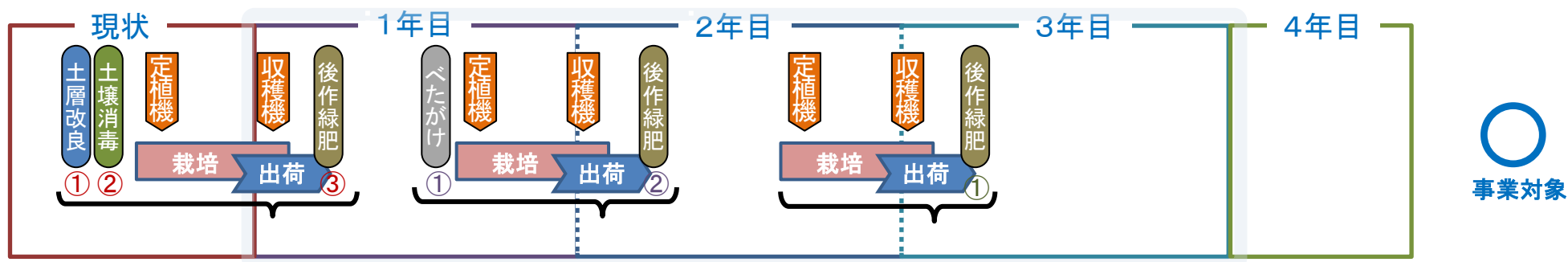
(c) 一部又は全部の作柄安定技術の導入のための取組が、出荷を行う年度の前年度に行われる場合

… 取組及び契約期間の終了後、実績を確定し支払い。



(d) 前年度から出荷が始まるが、全契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合

… 全契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合、契約期間が前年度からのものを対象にでき、年度当初に交付申請。
(c のとおり、取組が前年度のものも対象となります。)

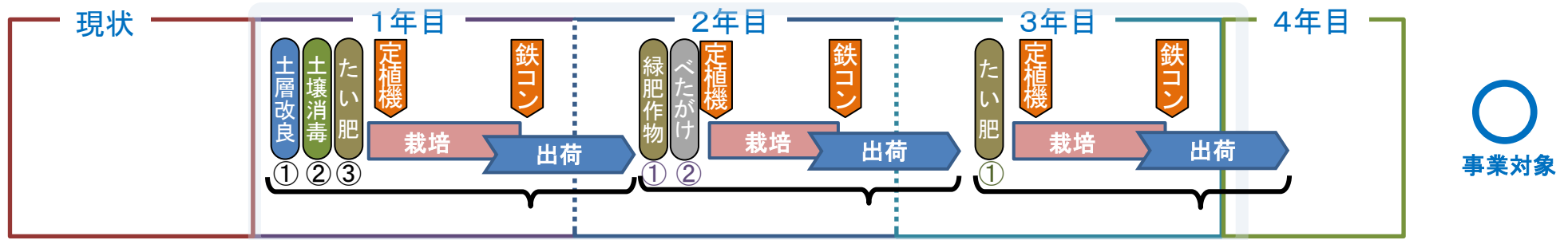


⑧-3 各取組の実施時期

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

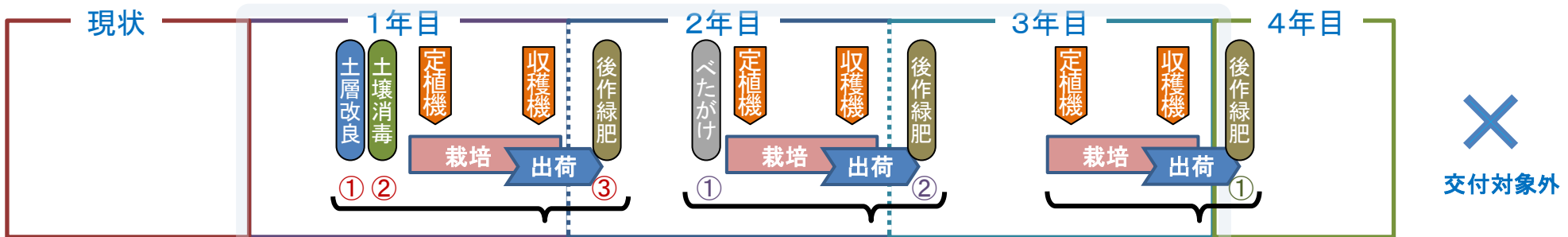
(e) 次年度まで出荷が続くが、全契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合

- … 契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合、契約期間が次年度まで続くものを対象にでき、年度末で実績を確定し、契約期間の終了後、契約履行状況を報告。



(f) 一部又は全部の作柄安定技術の導入のための取組が、出荷を行う年度の次年度に行われる場合

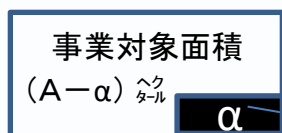
- … 契約期間の過半が交付申請を行う年度にある場合であっても、取組の実績が確定できず支払できないため、交付対象外。



⑨補助金返還等の考え方

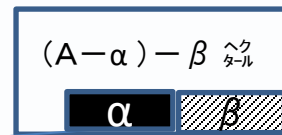
事業実施計画上の取組が事業実施計画上の計画面積を下回る場合

【実績報告時(1年目)】



作柄安定等の取組が行われなかった面積
(α 又は β)

【実施状況報告時等(2、3年目)】



事業対象面積が減少した場合、重要な計画変更に該当しますので、計画変更が必要です。

補助金額 ($A - \alpha$) × 15万円

補助金返還額 $\beta \times (5 + 3)$ 万円(2年目)、
 $\beta \times 3$ 万円(3年目)
1年目の事業対象面積から減少した場合、
減少分に該当する補助金を返還

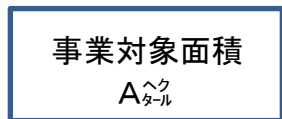
※ 原則として事業対象面積が10㏊を下回るときは、事業要件を満たさず、全額不交付(気象災害など取組主体の責によらない場合を除く。不正受給が判明すれば返還)。

【事業実施計画】

事業対象面積
 A ㏊

事業実施計画に位置づけた契約を履行しない場合

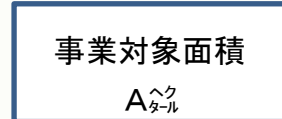
【実績報告時(1年目)】



補助金額 $A \times 15$ 万円 → 返還

補助金の全額不交付(1年目)、
事業の中止

【実施状況報告(2年目)及び成果報告時(3年目)】



契約を(一部)
取りやめ、
他用途に転売

補助金全額返還(2~3年目)、
事業の中止

※ 気象災害など取組主体の責によらない場合を除く。(不正受給が判明すれば返還)。
※ 契約数量のうち対象出荷期間における契約数量が履行できない場合は除く。

⑩ 公募について

・ 公募手続き等については、機構の公募要領に記載されていますので、必ずそちらをご確認下さい。

○採択ポイント

推進事業 ポイント	① 成果目標	② 成果目標	③ 事業対象面積	
	ア:対象出荷期間における出荷割合の確保	イ:対象出荷期間における出荷量の増加		
現況 ポイント (直近年)	※要件の確認事項のため、 ポイント付与はなし。	直近年における応募者の対象品目の出荷量に係る契約取引面積	50haの場合 30ha 10ha 5ha	5ポイント 3ポイント 1ポイント 0.5ポイント
目標 ポイント (3年後)		現状の契約出荷量に対する増加率	④ 都道府県の政策上の優先度、支援の必要性	
	100%以上増加の場合 15ポイント 80% 12ポイント 60% 9ポイント 40% 6ポイント 20% 3ポイント 10% 1.5ポイント			
		※現状値が0tの場合は、5ポイントとする	1. 政策上の優先度 県法人ごとに5ポイント(応募1件追加ごとに1ポイント加算)の中から、優先度に応じて、1応募案件当たり最大5ポイントまで配分できる。 2. 支援の必要性 県の生産振興方針との合致の度合い等の観点から、1応募案件当たり最大5ポイントまで付与できる(1案件当たり最大合計10ポイント)	
⑤ 加算 ポイント ※(1)~(4) は左記計画に 位置づけられて いる場合	(1)強い農業づくり総合支援交付金のうち「生産事業モデル支援タイプ」に基づき策定した協働事業計画		5ポイント	
	(2)水田農業高収益化推進計画		5ポイント	
	(3)地域計画		6ポイント	
	(4)環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画又は有機農業の取組が位置付けられた地域計画		5ポイント	
	(5)農福連携の推進		3ポイント	
	(6)GAP認証の取得		3ポイント	
	(7)重点7品目		10ポイント	
	(8)新規参入		10ポイント	
	(9)実需者との連携		5ポイント	
	(10)スマート農業技術に対応した生産方式の変革		1ポイント	

※1 ①~③については、計算式により、小数点以下まで点数化されます。

※2 都道府県法人与都道府県との協議等を通じて、提出書類の不備があったり、補助要件を満たさないことが確認されれば、成果目標及び事業対象面積ポイントが高くても採択されないのご注意下さい。(このような場合、都道府県ポイントの配分対象になりません。)